

協議事項 No. 1—②

守谷市手話言語条例（素案）

令和〇年〇月〇日

条例第〇号

人々は、言語によってお互いの感情を理解し合い、知識を蓄え、日常生活及び社会生活を営んできた。

手話は、音声言語である日本語と異なり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する、独自の文法体系と語彙を持つ言語である。ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育み、その文化の継承と発展に努めてきた。

しかしながら、手話が言語として十分に認識されず、その使用環境が整っていなかつたことなどから、ろう者は、多くの困難や不安を抱えながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、又、手話に関する施策の推進に関する法律において、国及び地方公共団体が手話に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有することが定められ、手話によるコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

守谷市は、手話は言語であるとの認識に基づき、誰もが手話に対する理解の広がりを感じることができ、全てのひとが地域社会で共生することができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及その他の手話に関する施策について、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本と

なる事項を定めることにより、総合的かつ計画的な施策の推進を図り、もって全ての市民が地域でともに支えあう共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいがある者であつて、手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳を行う者その他の手話に関わる者（ろう者を除く）をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に関する施策は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が、手話により意思疎通を行う権利を有していることを理解し、相互に人格と個性を尊重し合うことを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関するこ
 - (2) 手話による情報取得の機会の拡大に関するこ
 - (3) 手話による意思疎通の支援に関するこ
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市は、別に定める障がい者に関する計画等を勘案して施策を推進するものとする。
- 3 市は、施策の推進に当たり、必要に応じて、ろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

(学校等における普及の促進)

第8条 市は、幼児、児童、生徒等に対し、学校等において手話に接し、学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

(災害時等の対応)

第9条 市は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、ろう者の安全確保のため、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。